

2

健康で笑顔あふれるまち

【子育て・福祉・健康】

第2章 健康で笑顔あふれるまち【子育て・福祉・健康】

2-1

子ども・子育て支援の充実 〈子育て支援・児童福祉〉

安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進めることを目的とします

仕事

ひと

少子化

安心・地域



■現状と課題

近年、家族形態の多様化や、地域社会の変化、就労環境の変化等により、子どもとその家族を取り巻く環境は大きく変化しています。核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化が懸念される中で、子育て経験の乏しい保護者が悩みを抱え孤立しないためにも、相談や保健指導体制の充実を図るとともに、行政と地域が一体となって切れ目のない支援をする環境を整えていく必要があります。

また本町においても、例年児童虐待の通告事例があることから、要保護児童対策地域協議会、及びDV防止ネットワークなどの充実を図り、当事者や周辺からの相談・通告に適切な対応ができる体制づくりの構築が望まれています。

■目標（指標）

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (R7)	指標の説明
「安心して子どもを生み育てる環境が整っている」と回答する町民の割合	57%	60%以上	町民意識調査
子育て支援センター(きんたろうひろば)の入場者数	9,894人	10,000人	—

■施策の方向（主な取組）

(1) 子育てしやすい環境の整備

①家庭、地域、学校の連携による教育活動の実施

家庭、地域、学校が連携して様々な教育活動に取り組みます。また、家庭教育の自主性を尊重しつつ、地域社会全体で家庭教育を支援します。

②こども園整備事業の推進

施設が分かれているこども園を一体化するための整備事業を推進します。

③ファミリー・サポート・センター事業の推進と放課後児童クラブ等の充実

保育ニーズの増加への対応のため、ファミリー・サポート・センター事業を推進するとともに、放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実を図ります。

④子育て支援センターの充実

きんたろうひろばをはじめとする町内の子育て支援センターの充実により、保護者も子どもも安心して遊べ、交流できる場を提供します。

⑤園児の安全確保

園舎の整備などを推進し、園児の安全の確保に努めます。

⑥子どもや家庭の状況に応じた支援の提供

子ども・子育て関連3法^{*}など、国の動向を踏まえた支援に取り組みます。

⑦関係施設による情報共有と相談体制の充実

安心して子どもを産み育てることができるよう、関係機関が連携して情報共有を行うとともに、助産師、保健師、利用者支援専門員、こども相談員等による相談体制の充実を図ります。

⑧子育てに関する諸手当や支援制度の周知、活用の促進

子育てに関する経済的負担軽減のため、諸手当や支援制度を周知し、活用の促進を図ります。

⑨子育て世帯の定住の促進

子育て家庭に配慮した住まいの確保や住宅の取得に関する経済的支援などを行い、子育て世帯の定住を促進します。

⑩子育てにやさしい自治体としてのPRと子育てサービスの実施

民間事業者と連携し、子育てにやさしい自治体としてのPRに努めるとともに、子育てサービスを実施します。

⑪妊娠出産等に関する教育・啓発活動の推進

高齢出産のリスクなど、妊娠出産等に関する正しい知識を持ってもらうため、若年層に対する教育・啓発活動を推進します。

⑫妊娠、出産、子育てに関するサポート体制の充実

妊娠出産包括支援事業を充実させ、妊娠中から専門職が切れ目のない相談支援体制を強化し、産後うつ状態の早期発見と予防、育児不安の軽減に努めます。

⑬こども医療費助成事業

経済的負担を心配せず、安心して適切な医療を受けることができるよう、高校生相当までの医療費の助成を継続します。

(2) 児童虐待防止の啓発や働きかけ・相談体制の強化

①児童虐待問題に関する意識高揚

広報による町民への啓発、関係機関への通告強化による関係職員の意識改革など、児童虐待問題に関する一層の意識高揚に努めます。

②相談体制の充実

日常的に関係機関との連携に努め、相談体制・セーフティーネットの充実を図ります。

③要保護児童対策地域協議会との連携

要保護児童対策地域協議会と連携し、迅速な対応を図ります。

④要支援児の早期発見

新生児全戸訪問や乳幼児健診・相談により、支援の必要な子どもの早期発見に努め、関係機関と連携して対応します。

町民・事業者の主な協働イメージ

- ☐ 地域ぐるみで子どもを見守り、子育てを支えていく意識を深め合います。
- ☐ 雇用主は、育児休業の取得率向上に努めます。

用語解説

※子ども・子育て関連3法：

平成24年8月に公布された「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。

第2章 健康で笑顔あふれるまち【子育て・福祉・健康】

2-2

地域共生社会の実現に向けた取組 〈地域福祉〉

誰もが安心して暮らせるよう、地域で互いに支え合うことを目的とします

仕事

ひと

少子化

安心・地域



■現状と課題

少子高齢化の進行や長引く景気の低迷、家庭や地域の連帯感の希薄化などにより、福祉支援を必要とする人々の生活は一層厳しい状況に置かれています。また、近年、いわゆる8050問題^{※1}、親の介護と育児を同時に行っているダブルケア、引きこもりなど、個人や世帯が抱える課題が複雑化、複合化してきています。

これらの課題を地域全体の問題と捉えて関係機関が連携し、高齢者、障がい者、生活困窮者等の区別なく（属性を問わず）、その人に寄り添った相談・支援や多様なつながりを育てる地域づくりを促進する体制を整え、誰もが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる、「地域共生社会」の実現を目指す必要があります。

■目標（指標）

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (R7)	指標の説明
「町民が地域で互いに支え合って暮らしている」と回答する町民の割合	57%	70%以上	町民意識調査
「地域福祉のためのボランティア活動等に、進んで参加したい」と回答する町民の割合	36%	55%以上	町民意識調査
「地域(近所)において、自身や家族の悩み事などを真剣に相談できる人間関係が構築されている」と回答する町民の割合	30%	55%以上	町民意識調査
「障がいのある人が社会参加し、自立している」と回答する町民の割合	24%	55%以上	町民意識調査
「町内でユニバーサルデザインの取組が推進されている」と回答する町民の割合	18%	50%以上	町民意識調査
居場所の箇所数	63箇所	80箇所	「ふれあい茶論」や「自主運動教室」など住民主体の居場所の数
地域生活課題に関する相談件数	340件 (R2見込み)	500件	行政や関係機関に寄せられた個人・世帯・地域の様々な困りごとの件数 (包括的支援体制構築事業での取組)
権利擁護支援センター事業における相談件数	30件 (R1)	45件	財産・身分の保護や成年後見制度の利用など権利擁護に関する相談件数
就労継続支援事業の利用者数	59人 (R1)	70人	就労継続支援 A 型・B 型により就労や能力開発を行っている障がい者の人数 (障害福祉サービス受給決定者数)

■施策の方向（主な取組）

（1）属性を問わない包括的支援体制の構築

①包括的支援体制の構築

制度の狭間の問題や複合化した課題等に対し横断的に対応できるよう、社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携して生活困窮者自立相談支援事業などを実施することにより、制度の垣根を超えた属性を問わない相談・支援体制を構築（包括的支援体制構築事業^{※2}）します。

②ボランティアや認知症サポーターなど担い手の確保

福祉ボランティア、災害ボランティアの確保や育成などが行えるよう、効果的なコーディネート体制を構築します。また、認知症サポーター、はつらつ元気サポーター、ふれあい茶論運営協力者など、自主的地域活動の担い手の拡充を図ります。

③住民参加の支援と地域で支え合う体制づくり

課題を抱える個人や世帯を地域が支え地域で解決を試みるができるよう、自主的な住民参加活動を支援するとともに、高齢者見守りネットワーク^{※3}の活用などにより、町民がお互いの変化に気づける地域コミュニティづくりを促進します。また、障がい者の生活を地域全体で支えるため、地域生活支援拠点^{※4}の機能強化を図ります。

④意思決定支援と権利擁護の体制づくり

障がいや認知症などにより判断能力が不十分な状態であっても、本人の意思が尊重され自分らしく暮らせるよう、権利擁護支援センター事業^{※5}を核として権利擁護に関する総合的な対策を講じます。

⑤交流の場づくり

「ふれあい茶論^{※6}」、「自主運動教室^{※7}」、「夢咲処」、「オレンジカフェ」などを充実させ、誰もが気軽に参加できる交流の場（居場所）を増やします。また、町内各区・各団体などと連携し、閉じこもりがちな高齢者などへ参加を呼びかけます。

⑥外出支援・就労支援と在宅サービスの向上

障がい者や高齢者などの外出や就労を支援するため、移動支援事業やコミュニティバスの充実を図るとともに、雇用機会を拡大するため関係機関へ働きかけます。また、一般就労が難しい人に対して福祉的就労や能力向上の機会を提供する就労継続支援事業^{※8}を行う施設・事業所を支援します。

⑦地域福祉の組織化

社会福祉協議会と連携し、民生委員・児童委員協議会、御殿場・小山障害者自立支援協議会、介護・福祉サービス事業者など、地域福祉を推進する資源となる各種団体とのネットワークを強化します。

（2）ユニバーサルデザイン^{※9}の推進

①「心のバリアフリー」^{※10・※11}の推進

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京大会」）の開催を機に、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことが出来る社会を目指し、「心のバリアフリー」に関する指導を学校教育に取り入れるなど、正しい知識や情報の普及・啓発に努めます。

②「ユニバーサルデザインの街づくり」^{※11}

東京大会のホストタウンとして、町道整備や観光拠点での案内表示の改善のほか、公共施設、宿泊施設、商業施設などにおけるバリアフリー水準の底上げを図り、障がいの有無にかかわらず誰もが移動しやすく生活しやすい街づくりに取り組みます。

第2章 健康で笑顔あふれるまち【子育て・福祉・健康】

町民・事業者の主な協働イメージ

- 地域の人の困りごとや変化に気づき、互いに支え合える関係を築けるよう、日頃からの近所付き合い、世代を超えた声かけ・あいさつを大切にします。
- 美化運動をはじめ地域の人と一緒に活動できる場を大切に、地区や班の活動に進んで参加します。
- 従業員に対し、地区の活動への積極的な参加を促します。
- 障がいに関する知識や、障がいを持っている人への接し方を学び、積極的にコミュニケーションを取るよう心掛けます。
- 高齢者や障がい者が、意欲と能力に応じていつまでも働くことができるよう、多様な就労機会の提供や雇用の拡充に努めます。

用語解説

※1 8050問題（ハチマルゴーマル問題）：

高齢の親（80歳代）とひきこもりの子（50歳代）が地域や社会から孤立して生活していることに起因し、介護、生計維持、就労支援、生活支援などの不安や困りごとが複合化・深刻化・潜在化する問題。

※2 包括的支援体制構築事業：

社会福祉協議会及び地域包括支援センターに「地域福祉コーディネーター・相談支援包括化推進員」及び「生活支援コーディネーター」を置き、行政との協働により分野や制度を超えた相談・支援などを行う事業（令和2年度創設）。

※3 高齢者見守りネットワーク：

町民や事業者が、日頃の生活や仕事の中で高齢者の気になるサインに気づいた際に、地域包括支援センターなどへ連絡していただく取組。高齢者を地域全体で支え、適切な支援に繋げることができる。

※4 地域生活支援拠点：

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、「相談」、「緊急時の受入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」及び「地域の体制づくり」の5つ機能を整備し、障がい者を地域全体で支える取組。

※5 権利擁護支援センター事業：

行政及び社会福祉協議会が協働し、判断能力が不十分な人に対する相談・支援、権利擁護及び成年後見制度に関する普及・啓発、市民後見人の養成など、関連事業を一体的に行う事業（令和2年度創設）。

※6 ふれあい茶論：

社会福祉協議会が町内各地区の公民館等で実施しているサロン活動。概ね65歳以上の人を対象に、軽い運動やレクリエーションを多数の運営協力委員が自主的に行っている。誰でも参加可能。〔委託事業〕

※7 自主運動教室：

各地区の単位シニアクラブや有志により実施されている運動教室で、主に高齢者を対象に、インストラクターを招いての運動、ノルディックウォーキング、ストレッチなどを行っている。

※8 就労継続支援A型・B型：

一般就労が難しい人に対し、就労と職業訓練などの機会を提供する障害福祉サービス。事業所と雇用契約を結び賃金が支払われるA型と、雇用契約は結ばず作業工賃が支払われるB型がある。

※9 ユニバーサルデザイン：

障がいの有無、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。ここでは、国民の意識や行動に働きかける取組み（「心のバリアフリー」）も含めた共生の社会づくりを目指す概念として用いる。

※10 バリアフリー：

建築分野において段差等の物理的障壁の除去を指すことが多いが、より広く、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味でも用いられる。

※11 「心のバリアフリー」、「ユニバーサルデザインの街づくり」：

政府の「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に示されている二つの方向性。東京大会を機に、心のバリアフリーとより高い水準のユニバーサルデザイン化を推進し、東京大会以降のレガシーとして残していくための取組み。

第2章 健康で笑顔あふれるまち【子育て・福祉・健康】

2-3

健康寿命の延伸と包括的支援の充実 〈保健・医療・介護〉

生涯を通じての健康づくりとフレイル予防を推進し、保健・医療・介護サービスを一体的・包括的に提供できるよう努めます

仕事

ひと

少子化

安心・地域

3

すべての人に健康と福祉を



■現状と課題

小山町の医療・介護の状況を統計的に見ると、高血圧症、脂質異常症、糖尿病の人が県平均に比べて有意に多く、それら疾病に起因する脳血管疾患や心疾患により死亡する人や、重度の要介護状態となり病院や介護施設に入院・入所する人が多くなっています。

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活をおくるためには、若年層に対する生活習慣病予防、元気高齢者に対するフレイル^{※1}予防など、生涯を通じた健康づくりを推進するとともに、医療・介護が必要な状態になった際には必要なサービスが適切に提供される仕組みづくりが求められています。

■目標（指標）

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (R7)	指標の説明
「町民が主体的に健康づくりに取り組んでいる」と回答する町民の割合	44%	55%以上	町民意識調査
「高齢者が自立していきいきと暮らしている」と回答する町民の割合	45%	55%以上	町民意識調査
お達者度	男性17.25年 女性21.75年 (R2公表値)	男性18.00年 女性22.00年	65歳から元気で自立して暮らせる期間 (要介護2以上の認定を受けていない期間)
特定健康診査の受診率	50.9% (H30)	60%	40歳以上の国民健康保険被保険者に係る健診を受診した割合
居場所等への専門職派遣人数	50人 (R2見込み)	100人	一体的実施による高齢者の居場所や介護予防事業へ派遣した各種専門職の延べ人数
令和7年度において要介護2以上と認定される高齢者の割合	9.63% (自然体推計)	9.50%	65歳以上高齢者(第1号被保険者)のうち、要介護認定において要介護2以上と認定された人の割合
75歳時点で健康な状態を維持できている人の割合	19% (R2見込み)	24%	フレイル健診をはじめて受診した75歳の人のうち、質問票の15項目全てで該当(健康課題)が無い人の割合

■施策の方向（主な取組）

（1）生涯を通じての健康づくりとフレイル予防

①健康寿命の延伸に向けた推進体制の充実

生涯を通じた保健事業や、高齢者に対するフレイル予防・介護予防を効果的に実施するため、庁内関係部局及び関係機関が重層的に連携・協働し、横断的な対応ができる体制を充実させます。

②健康意識の向上

町民の健康に関する意識の向上を図り、若年からの健康づくりや疾病予防を促すため、「健康フェスタ」や「健康講座」などの開催、「8020運動^{※2}」の推進、栄養・食生活に関する啓発、地域活動への参加を促す広報、高齢者の居場所におけるフレイルチェックなどを実施します。

③自主的な健康づくりやフレイル予防の支援

日常的な運動習慣づくりやフレイル予防・介護予防への取組みを支援するため、「おやま健康マイレージ」、「クアオルト健康ウォーキング」、「元気だらぁ体操会」、自主運動教室への講師派遣、リラクゼーションスタジオの運営などを実施します。

④各種健診・検診の受診率向上

自身の健康状態に関心を持ち、生活習慣病やフレイル状態に早期に気付けるよう、40歳から74歳までの人を対象とした特定健診、75歳以上の人を対象としたフレイル健診^{※3}、各種がん検診などの受診率向上を図ります。

⑤適切な保健指導や医療・介護サービスにつなげる取組み

フレイル健診の質問票^{※4}などにより、健康課題や疾病への対応が必要と認められる人に対しては、保健指導、受診勧奨、要介護認定申請など、必要な医療や介護へつなぐことができるよう、関係機関・事業所等との連携を強化します。

⑥各種団体への支援

健康づくり推進協議会、シニアクラブ、民生委員・児童委員協議会、シルバー人材センターなど、町民の健康づくりや介護予防・生きがいに資する活動を行っている団体を支援します。

⑦地域活動の担い手の拡充と支援

高齢者の居場所などの地域活動を支援する「はつらつ元気サポーター」、「ふれあい茶論運営協力委員」、「オレンジサポーター」、「自主運動教室運営者」などの担い手を養成し、その活動を支援します。

（2）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施^{※5}

①「小山町高齢者保健事業実施基本方針」に基づく保健事業の実施

高齢者の保健事業を国民健康保険保健事業及び介護予防事業と一体的に実施することにより、制度や年齢の切れ目なく、一人ひとりの特性に応じた健康づくり、フレイル予防、疾病予防・重症化予防及び介護予防・重度化防止の取組を展開し、町民の健康寿命の延伸を図ります。

②重層的な推進体制

高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するに当たり、庁内関係部局及び関係機関が重層的に連携・協働し、高齢者をはじめとする対象者を地域全体で支える地域共生社会の実現に向けたまちづくりに発展させることを目指します。

③データに基づく健康課題・生活課題の把握

各種の医療・健診・介護・福祉のデータの一元的な把握・解析とともに、医療機関受診時の質問や高齢者の居場所での聞き取りなどを行うことにより、個人や地域の課題を整理し、その分析結果を事業目標の設定、事業計画の策定及び事業評価に反映します。

④個別的支援（ハイリスクアプローチ）の実施

データ分析などにより、健康課題（ハイリスク）や認知機能の低下などが把握できた人に対しては、その生活状態にも着目し、低栄養防止・重症化予防の啓発、重複受診者・重複投薬者への保健指導、健康状態が不明な人への呼び掛け、認知症初期集中支援チーム^{※6}による訪問など、各種専門職^{※7}による的確な個別的支援を行います。

第2章 健康で笑顔あふれるまち【子育て・福祉・健康】

⑤居場所などへの関与（ポピュレーションアプローチ）の実施

高齢者の居場所や介護予防事業に各種専門職が出向き、健康相談、フレイル予防の啓発、健康状態の把握、低栄養・筋力低下に対する指導などを行うほか、広く町民向けにフレイル予防の必要性を広報します。

⑥本人の自立支援・重度化防止に資する介護・福祉サービスの提供

介護が必要となった際に、本人の状態に合ったサービスが適切に提供されるよう、地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護・福祉事業者、関係団体との情報共有や連携を強化し、適切なケアマネジメント^{※8}が行える体制づくりを推進します。

町民・事業者の主な協働イメージ

- ☐ 適度な運動やバランスの取れた食生活の実践などにより、自らの健康づくりに取り組みます。
- ☐ 毎年必ず健診を受け、疾病の早期発見・早期治療の意識を高めます。
- ☐ おやま健康マイレージ事業への取組や地域の体操教室などへの参加を心掛けます。
- ☐ 働く環境と働き方の改善を図り、従業員に対し健康診査の受診を促します。
- ☐ 働く人の健康は大きな財産であると考え、事業所における職域保健の推進に取り組みます。

用語解説

※1 フレイル（フレイル状態とも）：

加齢により心身が老い衰えた状態（虚弱状態）で、健康と要介護状態の中間的な段階を指す。フレイルの予防には運動・栄養・社会参加が有効とされ、適切な対応により、進行を遅らせたり元の健康な状態に戻したりすることが可能。

※2 8020運動（ハチマルニマル運動）：

平成元年に提唱された「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という社会運動。口腔（こうくう）機能の維持は体全体の健康維持につながるため、日常生活の中で正しい口腔（こうくう）ケアの習慣を身に付けることが重要。

※3 フレイル健診：

後期高齢者医療制度により実施されている、75歳以上の人に対する健康診査の呼称。令和2年度に内容が見直され、フレイルなど高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握する内容となった。

※4 質問票：

フレイル健診で用いられる受診票の質問項目で、フレイルに着目した食習慣、運動・転倒、認知機能、社会参加などの10類型、全15項目から成る。高齢者のフレイルに対する関心を高め、生活改善を促すことが期待されている。

※5 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施：

高齢者の心身の多様な課題に対しきめ細かく対応するため、市町村において、後期高齢者保健事業、国民健康保険保健事業及び介護予防事業（介護保険制度）を一体的に実施する取組み（令和2年度開始）。

※6 認知症初期集中支援チーム：

認知症や認知症の疑いがある人への支援（相談、訪問など）を行う多職種によるチーム。専門医、認知症地域支援推進員及び地域包括支援センターから成る。

※7 各種専門職：

医療関係職 …保健師、管理栄養士、歯科衛生士、看護師など
リハビリ関係職 …理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、健康運動指導士など
介護関係職 …介護福祉士、介護支援専門員、認知症地域支援推進員、地域包括支援センター職員など

※8 ケアマネジメント：

各機関・事業所の専門職が、介護などの支援が必要な人に対し、本人のニーズや課題を把握した上で可能な限り自立した日常生活をおくることができるよう、各種制度やサービスを組み合わせる手法。